

○昭和三十四年郵政省告示第五百九号（無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表
 （傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第三百二十八条第一項ただし書の規定により、呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を次のとおり定める。</p> <p>一 当該放送局と同一の免許人に属し、かつ、同一の種類<small>の</small>放送を行う一の放送局<small>の</small>放送番組を中継することを目的に開設した放送局であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 放送番組の全部を同時に中継して放送を行うもの（一日の放送時間のうち、三十分以内これと異なる放送番組を放送するものを含む。）</p> <p>イ 標準テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））に係る放送局の廃止又は放送の休止に関する告知を放送するもの</p> <p>二 受信障害対策中継放送を行う放送局</p> <p>三 テレビジョン放送を行う放送事業者が開設するテレビジョン音声多重放送を行う放送局</p> <p>四 中継国際放送を行う放送局</p> | <p>無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第三百二十八条第一項ただし書の規定により、呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を次のとおり定める。</p> <p>一 当該放送局と同一の免許人に属し、かつ、同一の種類<small>の</small>放送を行う一の放送局<small>の</small>放送番組の全部を同時に中継して放送する放送局（一日の放送時間のうち、三十分以内の時間これと異なる放送番組を放送するものを含む。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> |